

堤防の刈草を無償で提供します

【堤防の刈草について】

霞ヶ浦河川事務所では、霞ヶ浦（西浦）・北浦・常陸利根川（北利根川・外浪逆浦・常陸川）・横利根川・鰐川の堤防の異常を早期に発見するため堤防草刈を年3回行っており、毎年大量の刈草が発生します。

この刈草を堆肥や畜産酪農の飼料等に活用して頂くため、無償で希望者に提供いたします。

下記の注意点をご確認の上、別紙FAX用紙にて申し込み下さい。受付は常時行っています。

【刈草の提供時期・提供時の刈草の状態】

刈草の提供は、5月～10月にかけて年3回行います。時期により刈草の提供状況が異なりますのでご確認ください。

5月～10月の刈草は、堤防に刈り放し状態で置かれたものになります。



堤防草刈状況

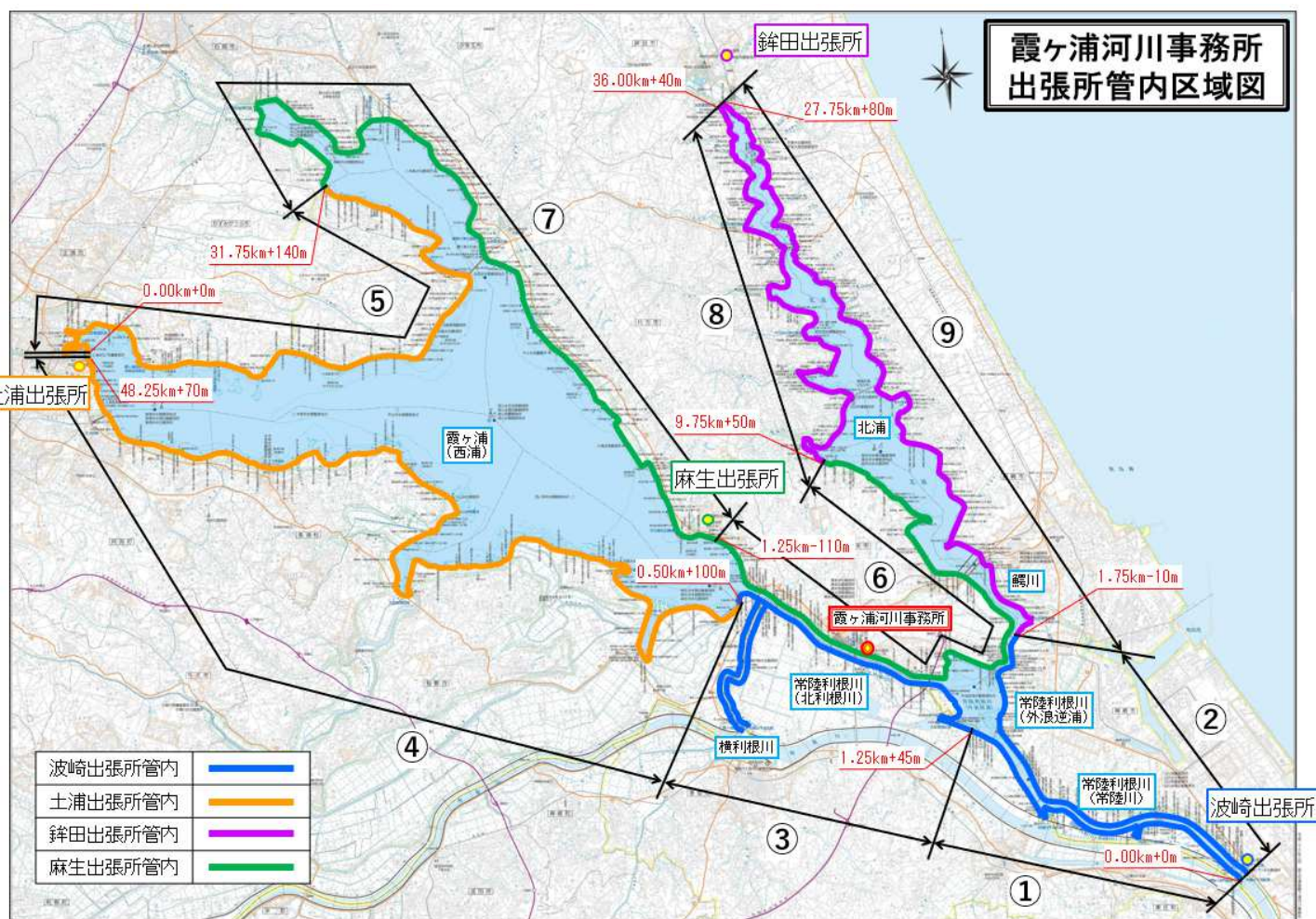


堤防草刈後

【刈草引取の条件と注意事項】

- ・刈草前に可能な範囲でゴミの除去を実施しますが、刈草にはゴミや異物が混入している場合があります。
- ・刈草は各現場で発生しますが、発生時期は各々若干異なります。
（申込時にご確認下さい。引取時期等の確認もさせていただきます。）
- ・提供した刈草により農作物及び家畜等に事故等が発生しても、霞ヶ浦河川事務所では一切責任を負いません。（申込書において確認させていただきます。）
- ・申込が重複する場合は優先順位を付けさせて頂く場合があります。
- ・当方は草刈のみの作業となりますので、提供にあたっての集草積込運搬作業は全て希望者負担となります。（当方での梱包運搬は行いません。）

霞ヶ浦河川事務所 刈草無償提供範囲図



提供範囲		提供期間
①波崎出張所管内(下流・右岸)	・常陸川右岸0.00km+0m～外浪逆浦右岸1.25km+45m	1回目: 5月～6月 2回目: 7月～8月 3回目: 9月～10月
②波崎出張所管内(下流・左岸)	・常陸川左岸0.00km+0m～鰐川左岸1.75km-10m	
③波崎出張所管内(上流)	・外浪逆浦右岸1.25km+45m～西浦右岸0.50km+100m ・横利根川	
④土浦出張所管内(右岸)	・西浦右岸0.50km+100m～西浦右岸48.25km+70m	
⑤土浦出張所管内(中岸)	・西浦中岸0.00km+0m～西浦中岸31.75km+140m	
⑥麻生出張所管内(下流)	・北浦右岸9.75km+50m～西浦右岸1.25km-110m	
⑦麻生出張所管内(上流)	・西浦右岸1.25km-110m～西浦中岸31.75km+140m	
⑧鉾田出張所管内(右岸)	・北浦右岸9.75km+50m～北浦右岸36.00km+40m	
⑨鉾田出張所管内(左岸)	・鰐川左岸1.75km-10m～北浦左岸27.75km+80m	

問い合わせ先：霞ヶ浦河川事務所 管理課 TEL:0299-63-2418

刈草無償提供申込書

令和 年 月 日

霞ヶ浦河川事務所 管理課 維持係 あて

FAX : 0299-63-2498

申込者

住 所	
ふりがな	
氏 名	
連絡先	

1. 利用目的 (○で囲んでください。)

①飼料 ②堆肥 ③その他 ()

2. 希望数量 () 例) ○○m³、2 t トラック○台分等

3. 引取希望場所 (○で囲んでください)

- ①波崎出張所管内 (下流・右岸) ②波崎出張所管内 (下流・左岸)
③波崎出張所管内 (上流) ④土浦出張所管内 (右岸)
⑤土浦出張所管内 (中岸) ⑥麻生出張所管内 (下流)
⑦麻生出張所管内 (上流) ⑧鉾田出張所管内 (右岸)
⑨鉾田出張所管内 (左岸)

※別途刈草無償提供範囲図の提供範囲を参照してください。

4. 引取希望時期 () 例) ○月上旬頃等

※別紙刈草提供範囲図の提供期間を参照してください。

5. 搬出方法

①軽トラック ②2 t トラック ③その他 ()

~~~~~

刈草にはゴミや異物等が混入している場合があります。

提供した刈草により農作物及び家畜等に事故等が発生しても、霞ヶ浦河川事務所では一切責任を負いません。以上について同意します。

※上記に同意頂ける場合は下記に署名をお願い致します。

氏 名

~~~~~

※引渡の詳細については、申込受領後、当方よりご連絡申し上げます。